

岡山県立岡山支援学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・日頃の児童生徒観察や悩みの相談を受け止める姿勢で、担任のみならず一人の児童生徒に関わる教職員全員で取り組む。
- ・SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を実施する。
- ・児童生徒のインターネット利用実態を踏まえ、各学年で児童生徒に対して情報モラルに関する授業を計画的に実施する。
- いじめへの組織的対応の検討
いじめを認知した場合、組織的な対応を検討するため、いじめ問題対策委員会へ報告する。
- いじめの有無の確認
本校児童生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかにいじめの事実の確認を行い、いじめの有無を確認する。
- いじめられた児童生徒への支援
いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童生徒及びその保護者に対して支援を行う。
- いじめた児童生徒への指導
いじめた児童生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせる等、適切かつ毅然とした対応を行うとともに、当該児童生徒の周囲の環境や人間関係等、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。

保護者・施設等との連携	学 校	関係機関等との連携
〈連携の内容〉 ・学校基本方針をPTA総会で保護者に周知し、HPに掲載。学校がいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、懇談等を活用したいいじめ問題についての説明や意見交換を行い、取組の改善に生かす。 ・学校運営協議会の協力を得て、地域の方々との情報交換を密にしたり、児童生徒の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行ったりして、いじめの早期発見・認知に努める。 ・HPや通信等で、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載する。	いじめ問題対策委員会 〈対策委員会の役割〉 ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、重大な事案に関する担当窓口及び対応本部 〈対策委員会の開催時期〉 ・定例会として年3回開催(7月・12月・2月) ・いじめを認知した場合、随時(重大事案に対応) 〈対策委員会の内容の教職員への伝達〉 ・重大事案については直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼等で伝達。他、学年会やグループ会で周知。 〈構成メンバー〉 ・外部委員(2名) ・校内委員 - 校長、副校長、部教頭、主幹教諭、指導教諭、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、保健主事、養護教諭、(寮務主任)、(学年主任) 全教職員	〈県教育庁特別支援教育課〉 ・連携の内容 - ネットバトロールによる監視、保護者支援のための専門スタッフ(SSW 等)の派遣 ・学校側の窓口 - 副校長、各部教頭 〈旭川荘各施設〉 ・連携の内容 - 定期的な情報交換、連絡会議・ケース会の開催 ・学校側の窓口 - 各部教頭 〈岡山西警察署〉 ・連携の内容 - 定期的な情報交換、事案発生時の相談 ・学校側の窓口 - 生徒指導主事(中・高) 〈こども総合相談所(児童相談所)〉 ・連携の内容 - 児童生徒虐待への対応・研修の活用 ・学校の窓口 - 各部コーディネーター

学 校 が 実 施 す る 取 組

① い じ め の 防 止	(教員研修) ・教職員の指導力向上のため、事例をもとに指導上の留意点について確認する等、4月の職員会議や部会で短時間の研修を実施する。 (児童会・生徒会活動) ・いじめについて考える週間や人権週間において、児童生徒自らが考え企画するいじめ防止や人権に対する意識を高めるための取組を進める。 (居場所づくり) ・授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己肯定感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 (家庭との連携) ・日々の連絡帳や個別懇談等において、家庭と学校での児童生徒の様子を情報共有できるよう、協力体制を構築する。 (情報モラル教育) ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身につけるための情報モラルに関する授業を各学年・グループで計画的に行う。 (アプリ「STANDBY」) ・生徒が悩みを相談することができるアプリについて説明し、必要に応じ活用できるようにする。(中・高I 類型生徒及び必要な生徒対象)
② 早 期 発 見 ・ 認 知	(実態把握) ・児童生徒の実態把握のためのアンケートを年3回(6月・11月・2月)実施し、併せて年3回(各学期)の教育相談を行うことで、児童生徒の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。 (相談体制の確立) ・相談担当の教職員を児童生徒に周知すると同時に、全ての教職員が児童生徒の変化を見逃すことなくきめ細かく言葉掛けを行い、児童生徒がいつでもいじめを訴えたり相談したりできるような体制を整える。 (情報共有) ・児童生徒の気になる変化や行為があった場合に備えて記録用紙を作成し、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。 ・アンケートや教育相談等を通して把握したいいじめや、その兆候等に対して、組織で効率よく効果的に対応する。
③ 具 体 的 な 行 動	・組織的な対応を行うための行動の流れを確立する。(多くの場合、次の手続きと指導とは同時進行) - 情報入手した者は速やかに担任・学年主任に報告→担任・学年主任はいじめられた児童生徒からの聞き取り→学部教頭及び生徒指導係、教育支援係、教務に報告 →いじめ問題対策委員会での対応策決定→学年主任は内容や対応について速やかに職員朝礼等で報告 ・「いじめた」「いじめられた」「第三者」を漏れなく指導する。 ・家庭や施設との情報共有に努め、迅速かつ組織的な対応を行う。 ・傍観者のあるいは観衆的立場の児童生徒への指導を怠らない。 ・いじめた児童生徒へも、カウンセリング等を受けられるような手立てを講じる。 ・チェックリストは本校の実情に見合ったものを作成する。

岡山県立岡山支援学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

R7.4月時点

内容	職員会議、対策委員会 等	学 校 が 実 施 す る 取 組		
		① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対応
通年		○授業・行事でのモラル教育等	○部会でのいじめの現状把握 ○STANDBY	○発生事案への対応(随時)
4月	○第1回いじめ問題対策委員会 (紙面開催) ・基本方針、指導計画の確認 ○基本方針の共有 ・職員会議や部会での教職員への周知 ○PTA総会での提案 ・本年度の基本方針、指導計画 ○基本方針の学校HPへの掲載	○係より連絡(各部会) ・対応の原則・手順の共通理解 ・情報モラルに関する指導のお願い		
5月		○個別懇談 ○STANDBYについて説明 ・対象(中・高Ⅰ類等)生徒への説明と保護者への周知(文書等)	SCの活用	
6月		○いじめについて考える週間の取組 ○ⅠⅡⅢ類各授業や学年HR (対人マナー・モラル・あいさつ)	○ⅠⅡ類児童生徒向けに以下の実施 ・第1回生活に関わるアンケート ・生徒指導係による教育相談 (必要に応じ)	・アンケート結果の検討 ・生徒指導係による対応 (必要に応じ) SCの活用
7月	○第2回いじめ問題対策委員会 ・いじめの現状報告及び対応・対策	○学部集会(生徒指導係より講話)	SCの活用	
8月				
9月				
10月		○個別懇談		SCの活用
11月		○ⅠⅡ類児童生徒「スマホ・ネットとのつき合い方チェックシート」実施と対応 (関係の係と連携して実施)	・第2回生活に関わるアンケート ・生徒指導係による教育相談 (必要に応じ)	・アンケート結果の検討 ・生徒指導係による対応 (必要に応じ) SCの活用
12月	○第3回いじめ問題対策委員会 ・いじめの現状報告及び対応・対策	○人権週間 ○ⅠⅡⅢ類各授業や学年HR (適切なコミュニケーションや関わり方) ○学部集会(生徒指導係より講話)		
1月				SCの活用
2月	○第4回いじめ問題対策委員会 ・いじめの現状報告及び対応・対策 ・取組の検証、基本方針の修正	○個別懇談	・第3回生活に関わるアンケート ・生徒指導係による教育相談 (必要に応じ)	・アンケート結果の検討 ・生徒指導係による対応 (必要に応じ) SCの活用
3月		○学部集会(生徒指導係より講話)		

○部会や職員会議等で、年間を通じ、適宜人権や生徒指導に関する情報提供やミニ研修を実施する。
○教育支援係と協力してのケース会の設定、地域連携係・学校運営協議会との連携等についても、必要に応じ進めていく。